

「自衛隊出身操縦士に対する計器飛行証明（飛行機）の実地試験について」
の制定に関する意見募集の結果公示について

平成 31 年 3 月 29 日
＜ 問 い 合 わ せ 先 ＞
航 空 局 安 全 部
運 航 安 全 課
TEL : 03-5253-8111
(内線 50132)

国土交通省は、平成 31 年 2 月 19 日から平成 31 年 3 月 20 日まで、「自衛隊出身操縦士に対する計器飛行証明（飛行機）の実地試験について」の制定に関する意見募集を行いました。その結果、5 件のご意見を頂きました。

頂いたご意見のうち当該改正の内容に関連するご意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方を、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。当該改正の内容に関連しないご意見については、今後の参考とさせていただきます。

皆様方のご協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

ご意見の概要	国土交通省の考え方
対象者として、航空機製造者に従事する自衛隊出身操縦士も対象に含まれるのか。	対象者の条件を満たしていれば、航空機製造者における自衛隊出身操縦士も本通達概要 2-1 の適用は可能です。
単発機の事業用操縦士技能証明保有者が多発機の等級限定を取得する場合に、計器飛行証明の実地試験を同時に受験することは可能か。	事業用操縦士の型式限定変更の試験が対象であり、多発機の等級限定の試験には適用されません。
飛行機だけでなく、回転翼機の計器飛行証明も同様にしないのか。	本通達は、航空局が航空自衛隊及び海上自衛隊の飛行機操縦士の訓練や運航の方法などを調査した結果を踏まえたものです。回転翼への拡大は将来の検討課題と考えています。
航空自衛隊と海上自衛隊だけでなく、陸上自衛隊も対象にしないのか。	本通達は、航空局が航空自衛隊及び海上自衛隊の訓練や運航の方法などを調査した結果を踏まえたものであり、現時点では陸上自衛隊は対象にしていません。

以上